

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|----------------|--|---------------------|--|
| 高等課程 又は専門課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係 | 四十人まで | 260 |
| | | 四十一人以上 | $260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 四十人まで | 200 |
| | | 四十一人以上 | $200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係 | 四十人まで | 130 |
| | | 四十一人以上から | $130 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 四十人まで | 130 |
| | | 四十一人以上 | $130 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |

備考 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|----------------|--|---------------------|--|
| 高等課程 又は専門課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係 | 四十人まで | 180 |
| | | 四十一人以上 | $180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 四十人まで | 140 |
| | | 四十一人以上 | $140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又は 教育・社会福祉関係 | 四十人まで | 110 |
| | | 四十一人以上から | $110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係又は 文化・教養関係 | 四十人まで | 100 |
| | | 四十一人以上 | $100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$ |